



## 在宅勤務等が不可能な社員に 危険手当支給を要求

新型コロナウイルスの感染は収束する気配がありません。そして、感染経路が特定できない感染者が増大しています。

4月7日に出された政府からの「緊急事態宣言」を受け、不要不急の外出を控えることが要請され、また「3密」の防止、可能な限りの在宅勤務やテレワークへの勤務体制の変更が要請されています。しかし、鉄道業においては在宅勤務が不可能な職種・社員が多く存在します。これらの社員は、目に見えないウイルスの感染リスクに怯え、緊張しながら業務を遂行しています。

JR東海労は、このような特殊事情の中で業務を遂行している社員に対して、申第33号で「危険手当」の支給を要求しました。

### コロナウイルス感染の危険にさらされながら業務を遂行している社員に対する手当の要求

1. 在宅勤務あるいはテレワークが不可能な業務に携わる社員に対して「危険手当」を支給すること。
2. 「危険手当」として1労働日につき、5,000円を支給すること。